

## 令和6年度第1回 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会 議事要旨

### 【開催要領】

1. 開催日時：令和6年8月21日（水）14：00～15：30
2. 場所：くまもと県民交流館パレア9階 会議室3
3. 開催方法：会場参加・オンライン参加（ハイブリット開催）
4. 出席委員：

安武 綾	熊本県立大学 総合管理学部准教授
平野 光祐	九州運輸局 熊本運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）
原 清美	熊本市ボランティア連絡協議会 事務局長
小出 照幸	熊本県高齢者障害者福祉生活協同組合 常務理事
吉田 光義	熊本県タクシー協会 専務理事
佐々木 庸敏	熊本県バス協会 専務理事
倉岡 征宏	熊本タクシー株式会社 代表取締役
的場 弘二	熊本市 健康福祉政策課長
小畑 英之	合志市 福祉課長
谷口 信也	美里町 福祉課長
清田 浩義	玉東町 福祉課長
齊藤 孝浩	大津町 福祉課長
井上 智香子	菊陽町 福祉課長
松本 和美	嘉島町 福祉課長
高原 貞典	甲佐町 福祉課長
山口 和浩	菊池市 福祉課長
原 幸徳	山鹿市 福祉課長
5. 欠席委員：(敬称略)

木崎 美千代	利用者代表
宗像 正洋	運転者代表 熊本県自動車交通労働組合 執行委員長
内富 裕登	宇城市 社会福祉課長
村上 文英	西原村 住民福祉課長
山下 小代里	御船町 福祉課長
江河 一郎	宇土市 福祉課長（担当者オブザーバー出席）
菊川 和幸	益城町 福祉課長（担当者オブザーバー出席）
6. 傍聴人：0人

## 【次第】

- 1 開会
- 2 報告事項 運送実績報告（令和6年上半期）
- 3 協議事項 議題1 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針の変更  
（運転者の要件について）  
議題2 更新登録協議  
（NPO法人系・特定非営利活動法人ぱんぷきん）
- 4 その他
- 5 閉会

## 【配布資料】

- 令和6年度第1回熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会次第
- 令和6年度第1回熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会委員一覧
- 令和6年度第1回熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会席次表
- 資料1 報告事項 運送実績報告（令和6年上半期）
- 資料2 協議事項 議題1 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針の変更  
（運転者の要件について）
- 資料3 議題2 更新登録協議  
（NPO法人系・特定非営利活動法人ぱんぷきん）

【要旨】

●報告事項 運送実績報告（令和6年上半期）

- 各事業者より、運送実績報告
- 参加者の間で、以下の通り質疑応答を実施

吉田委員 美里町社会福祉協議会について、運送回数に対して輸送人員が多い。一回あたりに4,5人乗ると思うがその時の対価の取り方はどのようになっていますか。

美里町社協 支援学校の送迎をしており、一回4,5人を送迎しています。対価は学校教育課からの補助金を保護者の会を通して、一回分の対価をお支払いいただいております。保護者の方から直接徴収するという形はとっておりません。

吉田委員 複数の場所に運送しているのですか。

美里町社協 2つの学校に運送しています。

小出委員 学校教育課から出ているのは就学奨励金ですか。

美里町社協 学校教育課から出ているお金は保護者の会に支払われるので、詳しくは分かりません。

●協議事項 議題1 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針の変更

(運転者の要件について)

- 改正内容 「第1種運転免許を受けている者は、運転者として新しく選任される日にその効力が2年以内に停止されていないこと。」が運転者の要件であると整理。その他文言の調整。  
詳細は当日資料より。
- 事務局より、概要説明。
- 参加者の間で、以下のとおり意見あり

小出委員 前回の運営協議会にて、現行の指針が分かりにくいので変更する必要があるのではと提案させていただきました。

過去、運輸支局から更新時にも2年以内に停止されていないことを確認する必要があると指摘を受けたこともあり、いろいろ資料を調べて、間違いがないように変更をしたものです。

<結論 協議事項 議題1 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針の変更

(運転者の要件について) 承認>

●協議事項 協議事項 議題2 更新登録協議（糸・ぱんぷきん）

○事務局より、更新登録に係る書類の「内容変更が無ければ省略可」のものについて以下のよう説明。

- ・更新登録の際に、更新登録団体に送付している、必要書類の一覧に、「内容変更が無ければ省略可」という欄を今回から追加した。
- ・公示「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」の改正により、更新登録時の添付書類について、当該更新の前後において内容に変更が無い限り添付を省略できるものが追加されたことによるもの。
- ・また、自動車運転免許証、自動車検査証など、期限があるものについては前回提出したものが有効な期限内である場合は省略可能。

○NPO 法人糸の更新登録に係る説明

○現在の登録内容との変更点

- ・車両が1台追加
- ・旅客が1人追加、運転者が1人減少
- ・自動車検査証内の「使用の本拠の位置」が変更。（後日事務局に送付する）

<結論 NPO 法人糸の更新登録について、承認>

○特定非営利活動法人ぱんぷきんの更新登録に係る説明

○現在の登録内容との変更点

- ・団体の住所と事務所の位置の変更。(熊本運輸支局に届出済)
- ・旅客4名追加、車両1台追加、運転者の変更。

<結論 特定非営利活動法人ぱんぷきんの更新登録について、承認>

○参加者の中で、更新登録の書類について以下のとおり意見あり

小出委員 更新登録の書類について、「自家用有償旅客運送に従事する運転者等の一覧」と「運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿」が添付してあるが、更新時提出書類一覧に「自家用有償旅客運送に従事する運転者等の一覧」は記載していないため、省略していいのではないか。運輸支局としてはどうですか。

平野委員 おっしゃる通り。内容が重複しているので「自家用有償旅客運送に従事する運転者等の一覧」は添付しなくて良いです。

小出委員 国から更新登録の添付書類の省略が規定されたが、実際のところ省略できるものは少ないと思います。講習修了の書類が更新も無く一番省略できるものであり、添付する必要がないものは、できるだけ省略していくのがいいかと思います。

「運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿」についても、変更があった運転者のみ提出すればいいと考えます。

●その他

○参加者の間で、以下の通り質疑応答、意見あり

平野委員 実績報告の中で、運送の対価の変更を検討しているとの声がありました。昨年度、国の公示により運送の対価の目安がタクシーの8割程度に改正されております。

福祉有償運送は1人で公共交通機関を利用できない人にとってとても大切なものであり、福祉有償運送が持続可能なものにするためにも、検討を行っていただきたい。

佐々木委員 今回更新のNPO法人糸とばんぷきんに聞きたいが、迎車料金は取らない方針だが、燃料費や車両に係る費用が上がっている中で迎車料金を取っていないのは、利用者の負担を考えてのことなのか、利用者の理解を得ることが難しいからなのか、参考までにお聞きしたい。

糸 利用者の負担を考えて、迎車料金を取っておりません。

ばんぷきん 支援学校の送迎をしているため、毎日利用している方もおり、負担を考えて迎車料金はいただいております。

事務局 令和5年度第2回運営協議会にて、公示等を受けて熊本運営指針内の運送の対価の目安をタクシーの8割と変更いたしました。

今回の令和6年度第1回運営協議会に向けて、各運送主体に向けて運送の対価変更の意向調査を行ったところ、今後検討したいとの声をお聞きしました。

実際に各運送主体の運送の対価を変更するには、運営協議会での協議が調う必要があります。また運送の対価は実費の範囲内であることと、予め登録者に対して料金変更の説明をすることが求められております。

協議会の中で確認・協議していくにあたって、変更したい運送の対価が実費の範囲内であるとの簡易な資料を作成いただくことや、登録者への案内についてどのように周知をするのかやその期間などについて資料を準備いただくことなどがあるかと考えております。

他運営協議会においても運送の対価の協議の事例が無かったため、次回以降の改訂を検討している事業者の準備ができるよう、運送の対価の協議に添付する書類についてのご意見があればお聞かせいただきたい。

小出委員 運送の対価を上げるには運営協議会で運送主体から状況説明して協議していくが、熊本運営指針にもあるように、国が運送の対価の基準を出しているため、この範囲であれば口頭での説明で足りるのではないかと思う。登録者への周知についても同様。

各運送主体で実費の範囲の考え方が違うと思うので、根拠がバラバラな書類を出されても協議ができないと思うため、運送の対価の基準内であれば、現状の運送の対価の金額では運営が厳しいからという理由になるだろうと思う。

安武会長 協議会での説明は口頭で、登録者への説明も口頭でいいということでしょうか。

小出委員 登録者に対しては文書で説明すると思うので、協議会の場合には「登録者には文書で周知します」と口頭で説明するということです。

吉田委員 実費の範囲というのが非常に難しい。国の考え方として、タクシーの8割となっているので小出委員と同じ考えですが、口頭での説明というのが引っかかる。タクシー業界では原価計算で実施しております。国では実費を示す基準はありますか。

平野委員 国からは書面上求めているものは無く、対価の目安をタクシーの約8割として公示しているのみ。裏付けの資料を求めることは特にしていません。

吉田委員  
事務局 運転業界では緻密な原価計算で行っているということを理解いただければ。実費について減価償却の考え方など各運送主体で差異が出てくるとのご意見をいただいております、各運送主体の負担をなるべくかけないようにというのも考えていきたい。本日のこの場に限らず委員からこのような準備が必要といったご意見をいただければ、また他の協議会でもこういった資料を基に協議を行ったといった情報収集を引き続き行い、共有を行っていただければと思う。各運送主体が運送の対価を変更したいと希望された時にスムーズに協議が調うように思っている。

吉田委員 阿蘇の運営協議会でも委員をしており、そこでの運送主体からも、利用者の負担を考えると運送の対価を上げられないとの意見を聞きます。その兼ね合いが難しいと思うが、利用者があるこの福祉有償運送が成り立つものであるから、そこを考えながら検討いただきたい。

安武会長 本日の意見も参考に、引き続き事務局で他の協議会の情報収集などを進め、必要な手続きや書面等について整理を行い、なるべく早い時期に周知を行ってください。